県有財産の売却に係る

入札案内書

令和８年度第１回入札分

青 森 県 財 務 部
財 産 管 理 課

はじめに

○　青森県では、次の県有財産を一般競争入札により売却します。

○　この一般競争入札は、申込者の価格競争により、県があらかじめ定めた予定価格以上の最も高い金額で申込みした方に売却するものです。

○　一般競争入札への参加を希望する方は、この「入札案内書」をお読みの上、参加してください。なお、売却業務の一部を民間業者に委託して実施していますので、各物件の問合せ先は売却物件一覧表を参照してください。

売却物件一覧表

物件番号	所在地	地目	面積　(㎡)	予定価格(円)	問合せ先
8・1	青森市大字浅虫字山下 131 番 3	宅地	263.54	199,000	協同組合タッケン (県有財産担当) 017-773-2666
8・2	青森市大字安田字近野 480 番 4	雑種地	205.00	638,000	
8・3	東津軽郡今別町大字今別字西田 220 番 2	宅地	766.67	100,000	
8・4	東津軽郡今別町大字今別字西田 441 番	宅地	551.63	100,000	
8.5	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越８１７番	雑種地	118.00	635,000	

8・6	南津軽郡藤崎町大字藤崎字岡本118番2、100番１、100番2、102番、115番	学校用地・畑	13,426.00	11,989,000	協同組合タッケン （県有財産担当） 017-773-2666
8・7	八戸市吹上一丁目45番16、45番31	宅地・公衆用道路	390.59	710,000	
8.8	八戸市北インター工業団地１丁目１４４番	宅地	3,575.71	24,800,000	
8・9	三戸郡三戸町大字川守田字西松原10番5	宅地	209.33	48,000	
8.10	五所川原市みどり町２丁目５７番、５８番、５９番、６０番、６９番、７０番、７１番、７２番	宅地	2,317.30	15,162,000	
8.11	西津軽郡鰺ヶ沢町大字米町２５番2	宅地	2,261.40	100,000	
8・12	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢83番9	宅地	254.10	100,000	
8.13	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川１５番 ５０	宅地	2,507.19	100,000	

8・14	十和田市西十四番町394番1	宅地	1,486.93	10,880,000	
8・15	むつ市大字関根字北関根44番2	宅地	172.82	611,000	
8・16	むつ市川内町中道104番4	宅地	1,390.12	100,000	
8.17	下北郡大間町大字大間字大間54番1	宅地	500.95	2,682,000	

※　物件の内容については、「入札案内書別冊物件調書」を参照してください。

書類交付から所有権移転まで

１ 入札関係書類の交付

入札参加者は、青森県財務部財産管理課、または売却業務受託業者である協同組合タッケンより入札関係書類を受領してください。

【売却業務受託業者】
協同組合　タッケン
〒030-0823　青森市橋本二丁目５番１２号
TEL：０１７－７７３－２６６６　FAX：０１７－７７３－３３４０

２ 現地確認

入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をしてください。

３ 入札

郵送又は持参により、受付期間内に入札してください。
受付期間：令和８年１２月　３日（木）午前９時から
　　令和８年１２月　９日（水）午後５時まで（必着）

４ 開札

物件ごとに開札し、落札者を決定します。
開札日時：令和８年１２月１７日（木）午前１０時から

５ 契約の締結

落札者は、落札決定の日から７日以内に県との間で契約書を取り交わします。

６ 売買代金の支払

売買代金の支払は、契約締結日から３０日以内となります。

７ 所有権の移転等

登記手続は県が行いますが、登録免許税等を負担していただきます。
登録免許税は、売買代金の支払期限までに納付してください。

1　入札関係書類の交付

（1）入札関係書類の交付

入札参加者は、次の入札関係書類の交付を受けてください。

（入札関係書類）

ア　入札案内書（物件調書含む）

イ　一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書用紙（及び法人の場合は役員等一覧用紙）

ウ　入札書用紙

エ　委任状用紙

オ　封筒（入札書提出用、入札関係書類郵送用）

カ　買受適格証明願（農地法の許可が必要な物件の場合）

（2）入札参加資格

一般競争入札は、次のいずれかに該当する方を除き、個人、法人を問わず参加することができます。

○　一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

○　次のいずれかに該当する者で、その事実があった後３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

・　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

・　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

・　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

・　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

・　正当な理由なく契約を履行しなかつた者

・　これらに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいいます。

・　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。

・　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。

・　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

・　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

・　暴力団員と交際していると認められるとき。

・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

２　現　地　確　認

物件の引渡しは現状有姿により行いますので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をしてください。

なお、建物付き物件について建物内部の見学を希望する場合は、売却物件一覧表の問合せ先まで連絡してください。

３　入　　札

（１）入札受付期間及び場所

○　受付期間　　令和８年１２月　３日（木）午前９時から
　　令和８年１２月　９日（水）午後５時まで（必着）

○　受付場所　　青森市長島１丁目１番１号　青森県庁舎東棟１階
　　青森県財務部財産管理課
　　電話　０１７－７３４－９０９４

（２）入札手続

○　入札保証金の納付

・　入札に参加する前に、入札保証金として入札金額の１００分の５以上（円未満切上げ）に相当する金額を、最寄りの金融機関（郵便局を除く）から、県の指定する口座に振り込んでください。なお、振込手数料は入札参加者の負担となります。

指定口座	青森みちのく銀行県庁支店　別段預金　２０６６２
	口座名義　青森県

※　入札保証金の額が不足する場合は、入札が無効となりますので注意してください。

※　入札保証金の納付の際は、納付者の住所氏名及び納付年月日を事前に財産管理課担当者まで連絡してください。

※　落札者の入札保証金は、売買契約締結後に返還又は契約保証金への充当の手続となりますが、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に返還の手続を行います。なお、返還手続に１０日～２週間程度の期間を要しますのでご了承ください。

○　入札書等の提出方法

①　「入札書」に必要事項を記載・押印し、「入札書提出用封筒」に入れて封をします。

②　「一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書」（及び法人の場合は「役員等一覧」）に必要事項を記載・押印し、入札保証金を振り込んだ際の証拠となる書類、法人登記簿謄本（法人の場合）を添付します。

③ 代理人が入札する場合は、「委任状」に必要事項を記載・押印し、委任者及び受任者の印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）を添付します。

④ 上記①～③を郵送用封筒に入れて封をし、封筒裏面に、住所、氏名を記載した上で、持参または簡易書留郵便により郵送します。【P.23 参照】

○ 入札の注意事項

- 入札には、交付された入札関係書類を使用してください。
- 入札書等の押印漏れや金額の誤記のないよう注意してください。
- 使用印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を使用してください。
- 入札受付期間内に到着しない入札は受付できませんので、あらかじめ余裕を持って提出してください。
- 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札書には、消費税等相当額を含む契約希望金額を記載してください。

（３）入札の無効

次の入札は無効とします。

- 入札の参加資格のない者がした入札
- 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札
- 入札受付締切日までに入札関係書類が到達しない入札
- 入札関係書類に虚偽の記載がある入札
- 予定価格に達しない入札
- その他入札条件に違反した入札

４　開　　札

（１）開札

○ 開札日時　　令和８年１２月１７日（木）
　　午前１０時から

○ 開札場所　　青森市長島１丁目１番１号
　　青森県庁舎　東棟 135 会議室

○ 開札の立会い

入札参加者の開札の立会いは自由です。（入札参加者及びその関係者以外の方は、開札会場への入場はできません。）

（２）落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が県の定める予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

ただし、落札となるべき入札をした者についての入札参加資格が確定していない場

合には、落札者の決定を留保し、入札参加資格が確定した後に落札者を決定します。

（３）開札結果の通知

開札結果は、文書により入札参加者全員（開札に立ち会った者を除く。）に通知します。

５ 契 約 の 締 結

（１）契約の説明

落札者決定後には、落札者に対して契約手続の説明を行い、必要な書類を交付します。

（２）契約の締結

○ 契約の締結期限

落札者は、落札決定の日から７日以内に、別記県有財産売買契約書により、県と売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、入札保証金は県に帰属します。

○ 契約保証金の納付

契約を締結する際には、売買代金の１００分の５以上の契約保証金をお支払いいただきます。なお、納付済の入札保証金は契約保証金に充当することができます。

○ 費用の負担

契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

○ 契約書に記載する消費税等の額

契約書に記載する消費税及び地方消費税の額は、あらかじめ算定した評価額を基に県において算出します。なお、今回の入札物件については、建物価格０円とします。

６ 売 買 代 金 の 支 払 等

（１）売買代金

売買代金は、契約を締結した日から３０日以内に納付しなければなりません。納付の際に、契約保証金を売買代金に充当する場合には、売買代金と契約保証金の差額を納付することになります。なお、期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合は、契約保証金は県に帰属します。

（２）登録免許税等

移転登記に係る登録免許税や住所証明書などの登記に要する費用は、買受者の負担となります。登録免許税は、売買代金の支払期限までに納付してください。

７ 所 有 権 の 移 転 等

（１）売買物件の所有権

売買物件の所有権は、売買代金及び登録免許税全額の支払が完了したときに移転するものとし、所有権が移転したときに売買物件の引渡しがなされたものとします。

（２）所有権の移転登記

所有権の移転登記は、売買代金及び登録免許税全額の支払が完了した後、買受者からの請求により県が手続きします。

８　そ　　の　　他

（１）入札関係書類に記載された個人情報は、入札事務及び入札参加資格の確認（警察本部への情報提供を含む）に使用されます。また、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号）に基づく開示が実施されることがあります。

（２）契約締結したものについては、物件の所在地、数量、契約金額及び個人・法人の別をホームページ等で公表することになります。ただし、契約金額については、買主の同意が得られた場合のみ公表します。

（３）売買契約締結後に、売買物件に数量の不足その他この契約の内容に適合していない事由があることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできません。ただし、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の適用を受ける場合は、土地についての契約の内容に適合しないときに限り物件引き渡しの日から２年間、売買代金の減額又は補修工事のみの責を負うものとします。なお、売却物件上の建物については、経年劣化や法改正による既存不適格などにより通常の使用は保証されませんので注意してください。

（４）建物の建築等の際には、建築基準法等の法令、県、市町村の条例等による制限や負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関に相談の上、内容の確認をお願いします。

（５）県有財産売買契約締結の日から１０年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの、又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供すること、及び、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことは禁止されます。

（６）売買物件の使用に当たっては、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう留意するとともに、紛争が生じた場合には、誠実に対応し、自らの責任において解決してください。

（７）現状有姿での引渡となります。物件内に残置物がある場合でも売主は撤去をいたしません。

（８）図面等の資料と現況に差異がみられる場合には現況を優先します。

（９）入札参加にあたっては、本物件における、物件の権利関係、都市計画法・建築基準法等の法令上の制限、私道負担、隣地との境界確認状況、建物及び設備の現状・将来の見通し等につき十分に確認するとともに、売却条件を十分承知したうえで入札参加をお願いします。なお、入札参加を検討するにあたって生じる費用は全て入札参加者の負担となります。県及び売却業務受託者は一切の負担を負いません。

(10) 買受者が購入後、本物件について開発行為を行う場合は、全て買受者の責任と負担において行うものとします。開発行為の許可等を売買の条件とすることはできません。また、開発行為の許可の可否について、売主及び売却業務受託者は一切の責任を負いません。

(11) 不正の入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じた場合には、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。入札の中止又は入札期日の延期により入札参加者等に損害が発生した場合、売主はその損害の種類・程度に関わらず一切の責任を負いません。

入　札　者　心　得　書

（競争入札の参加者の資格）

第 1 条　競争入札には、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、参加することができない。

2　競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、3 年以内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(3) 落札者が契約（仮契約）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(5) 正当な理由なく契約を履行しなかつたとき

(6) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（一般競争入札参加の申出）

第 2 条　一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに、前条第 1 項に規定する者でないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者等にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金）

第 3 条　入札者は、入札書提出前に、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2　前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

(1) 政府の保証のある債券

(2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）

(4) その他知事が確実と認めた担保

3　前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

(1) 国債及び地方債　政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関す

る件（明治 41 年勅令第 287 号）の規定及びその例による金額

(2) 政府の保証のある債券及び金融債　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額

(3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手　小切手の券面金額

(4) その他知事が確実と認めた担保　別に定める額

４　入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約（仮契約）を締結した後に還付する。

５　落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

６　落札者が契約（仮契約）を締結しないときは、入札保証金は県に帰属する。

（入札等）

第４条　入札に参加する者は、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。

３　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

４　入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

５　入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。

６　入札者は、契約担当者等から入札金額の内訳を記載した書面の提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

（公正な入札の確保）

第４条の２　入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行つてはならない。

２　入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札する金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。

３　入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

（入札の中止等）

第４条の３　不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

（無効の入札）

第５条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札の参加資格のない者がした入札

(2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

(3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札

(4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

(5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札

(6) その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第 6 条　落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第 7 条　落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の 100 分の 5（1 件 500 万円を超える工事の請負契約にあっては、10 分の１）以上の契約保証金を出納員又は分任出納員に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

２　前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

(1) 第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる有価証券

(2) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

(3) その他知事が確実と認めた担保

３　前項第 2 号の担保の価値は、その保証する金額とする。

４　第 3 条第 3 項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

(契約書の取りかわし)

第 8 条　落札者は、落札決定の日から 7 日（契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があつた旨の通知を受けた日から 7 日）以内に契約書（仮契約書）を取り交わさなければならない。ただし契約(仮契約)締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときは、その期限）までに契約書(仮契約書)を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

(契約書(仮契約書)の提出部数)

第 9 条　落札者は、契約書（仮契約書）を 2 通（保証人をおく場合は、3 通）契約担当者等に提出しなければならない。

県有財産売買契約書

売主（甲）　青　森　県

買主（乙）

上記当事者間において、県有財産の売買のため、次のとおり契約を締結した。

（売買物件）

第１条　甲は、その所有する別表に掲げる県有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿にて乙に売り渡し、乙は、これを買い受けた。

（売買代金）

第２条　売買代金は、金　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金　　円）とする。

（契約保証金）

第３条　乙は、契約保証金として金　　円を甲に納付した。

２　前項の契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

４　第１項の契約保証金は、乙が売買代金（遅延利息を含む。以下同じ。）を完納した後、乙の請求により還付するものとする。ただし、売買代金が完納となる場合は、乙の申出により、契約保証金を売買代金に充当することができる。

５　乙が第４条第１項に定める義務を履行しないときは、第１項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納付等）

第４条　乙は、売買代金をこの契約を締結した日から 30 日以内に甲の発する納入通知書により、納入期限までに甲に納付するものとする。

２　乙は、前項の期限までに売買代金を納付しなかった場合は、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金（既納額を控除した額）につき年 3.0 パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

３　乙は、第１項の期限までに売買物件の所有権の移転登記に必要な登録免許税を納付するものとする。

（所有権の移転時期等）

第５条　売買物件の所有権は、乙が売買代金（遅延利息を含む。）及び登録免許税を完納した時、乙に移転するものとする。

２　前項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時、売買物件の引渡しがあったものとする。

（建物等の解体撤去費用の不請求）

第６条　乙は、甲から売買物件の引渡しを受けた後において、建物、工作物、地中埋設物等の解体、撤去、処分等に要する費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。

（所有権の移転登記）

第７条　売買物件の所有権の移転登記は、第５条第２項の規定による引渡しが完了した後、乙の請求により甲が嘱託するものとする。

（契約不適合責任）

第８条　乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他この契約の内容に適合していない事由（土壌汚染、アスベスト、地中埋設物等を含む）があることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の適用を受ける場合は、甲は、土地についてのこの契約の内容に適合していない事由に限り売買物件引渡しの日から２年間、売買代金の減額又は補修工事のみの責めを負うものとする。

（危険負担）

第９条　売買物件がその所有権の移転の時から引渡しの時までに、甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その滅失又は毀損による損害は、乙の負担とする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第１０条　乙は、この契約の締結の日から１０年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの、若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

２　乙は、売買物件を騒音、悪臭、粉塵などの近隣住民等の周囲に迷惑、悪影響を及ぼす用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第１１条　甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本

その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3　乙は、正当な理由なく、前２項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第１２条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第１０条に定める義務に違反したときは、売買代金の３割に相当する額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の１割に相当する額

2　前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2　甲は、乙（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、乙又はその支配人（乙が法人の場合にあっては、乙又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

3　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償、又は補償することを要しない。

4　乙は、甲が第２項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（返還金等）

第１４条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さないものとする。

2　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3　甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に関して支出した必要費、有益費その他

一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第１５条　乙は、甲が第１３条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は、第１項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１６条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）

第１７条　甲は、第１４条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第１５条第２項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第１８条　この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（近隣住民等への配慮）

第１９条　乙は、売買物件の使用に当たっては、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう留意するとともに、紛争が生じた場合は、すべて乙の責任及び費用負担においてこれを解決しなければならない。

２　乙は、売買物件の使用に当たり、近隣住民及び地元関係団体等から要望等があった場合は、誠意をもって協議に応じなければならない。

（協議事項）

第２０条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　青森市長島一丁目１番１号
青森県知事　宮下　宗一郎

乙

別表

1　土地の表示

連番	所　在　地	地　目	面　積　(㎡)

2　建物等の表示

（1）建物

連番	所　在　地	種　類	構　造	床　面　積（㎡）

（2）その他

様式１

一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書

令和　　年　　月　　日

県有財産の売却に係る一般競争入札について次のとおり申込みし、入札保証金として下記金額を提出します。なお、「県有財産の売却に係る入札案内書」に定める入札又は契約の条件等に従うこと及び入札参加資格を満たしていることを誓約します。

青森県知事　宮下　宗一郎　　殿

申込者　　住所（所在地）
（ﾌﾘｶﾞﾅ）
氏名（法人名及び代表者職氏名）　　印
電話番号（　　－　　－　　）
生年月日　　明・大・昭・平　　年　　月　　日

【共有名義の場合】

共有者　　住所
氏名　　印
生年月日　　明・大・昭・平　　年　　月　　日

申込物件

物件番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札保証金（入札金額の 100 分の 5 以上）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

金融機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支店名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

預金種別　普通・当座・その他（　　）　口座番号＿＿＿＿＿＿＿＿

口座名義（カナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　入札保証金を振り込んだ際の証拠となる書類（振込票原本等）を添付してください。

様式２

役員等一覧

法人名：

役職名	（ふりがな） 氏名	住所	性別	生年月日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日

※　性別・年号を〇で囲んでください。

※　法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）を添付し、記載の全役員等について記載してください。

様式３

令和　　年　　月　　日

青森県知事　宮下　宗一郎　　殿

住　所

氏　名　　㊞

入 札 書

	億	千	百	十	万	千	百	十	一	
金　額										円

物件番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式４

委　任　状

令和　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　殿

住　所
委任者
氏　名　　㊞

私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

入札物件

物件番号	
所　在　地	

住　所
受任者（代理人）
氏　名

代理人使用印

※　委任者・受任者共に実印押印の上、各々の印鑑証明書を添付してください。

入札書等の提出方法

提出書類　① 入札書
② 入札書提出用封筒
③ 一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書
④ 役員等一覧（法人の場合）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）添付
⑤ 入札保証金を振り込んだ際の証拠となる書類（振込票原本等）
⑥ 委任状（代理人による入札の場合）
⑦ 委任者・受任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合）
⑧ 入札関係書類郵送用封筒

